

2005年（平成17年）1月14日

藤沢市青少年問題協議会委員の任命について

1 任命した者

別紙名簿のとおり

2 任期

2005年1月1日から2006年12月31日まで

3 任命した理由

藤沢市青少年問題協議会委員が2004年12月31日をもって任期満了となったことに伴い、藤沢市青少年問題協議会条例第2条の規定により新たに委員を任命したことによる。

参考

藤沢市青少年問題協議会条例 抜粋

（組織）

第2条 協議会の委員の数は、24人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 藤沢市議会議員 2人以内

(2) 関係行政機関の職員 4人以内

(3) 学識経験者 18人以内

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。